

(公開用 会議録原本と一部異なる部分があります)

令和4年

第4回東栄町議会定例会 会議録

(第3日)

令和4年12月14日(水)

令和4年第4回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和4年12月14日(水) 開議 午前10時00分
散会 午前10時56分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也		
総務課長	伊藤太	税務課長	藤田智也
住民課長	伊藤仁寿	福祉課長	亀山和正
経済課長	佐々木豊	建設課長	原田経美
教育課長	青山章	診療所事務長	前地忠和

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川伸

令和4年第4回東栄町議会定例会議事日程

出席議員の報告

- 日程第 1 委員長報告
- 日程第 2 議案第83号 東栄町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例について
- 日程第 3 議案第84号 東栄町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例について
- 日程第 4 議案第85号 東栄町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第86号 東栄町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第 6 議案第87号 東三河広域連合規約の変更について
- 日程第 7 議案第88号 令和4年度東栄町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第 8 議案第89号 令和4年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第 9 議案第90号 令和4年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第91号 令和4年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第11 議案第92号 令和4年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第93号 令和4年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第94号 令和4年度東栄診療所特別会計補正予算（第7号）について
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

----- 開 会 -----

議長（原田安生君）

ただいまの出席議員は、8名でございます。欠席はありません。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第4回東栄町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、御手元に御配付した日程のとおりでございます。

----- 追加上程 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第13の次に、日程第14、「議会運営委員会の閉会中の継続審査について」の件が本日提出されましたので、これを日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって日程第14の1案件を追加することに決定いたしました。

----- 委員長報告 -----

議長（原田安生君）

日程第1、委員長報告を行います。去る12月7日の本会議において、各委員会に付託しました案件に対する審査結果について各委員長に報告を求めたいと思います。初めに、総務経済委員長に報告を求めます。

（「議長、2番」の声あり）

はい、総務経済委員長。

2番（伊藤紋次君）

総務経済委員会の審査結果を会議規則第39条の規定により報告いたします。本委員会には、議案第83号「東栄町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例について」、議案第84号「東栄町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例について」、議案第85号「東栄町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、議案第86号「東栄町辺地総合整備計画の変更について」、議案第87号「東三河広域連合規約の変更について」、議案第88号「令和4年度東栄町一般会計補正予算第10号について関係分」、議案第91号「令和4年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第4号について」、議案第92号「令和4年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算第3号について」、議案第93号「令和4年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号について」の計9議案が付託されました。12月12日の委員会審査の結果、議案第83号、第84号、第85号、第87号については、討論・採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第86号、第88号、第91号、第92号、第93号については、討論はなく、全会一致で

原案のとおり可決すべきものと決しました。なお、本委員会は、議員全員で構成され、全員が出席しておりますので、質疑討論及び採決につきましては、省略をさせていただきます。以上で総務経済委員会の委員長報告を終わります。

議長（原田安生君）

総務経済委員長の報告が終わりました。続いて、この報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

次に、文教福祉委員長に報告を求めます。

（「議長、4番」の声あり）

文教福祉委員長。

4番（山本典式君）

では続きまして、文教福祉委員会の審査結果を会議規則第39条の規定により報告いたします。本委員会には、議案第88号「令和4年度東栄町一般会計補正予算第10号について関係分」、議案第89号「令和4年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第4号について」議案第90号「令和4年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について」、議案第94号「令和4年度東栄診療所特別会計補正予算第7号について」計4議案が付託されました。12月12日の委員会審査の結果、議案第88号、第89号、第90号、第94号については、全会一致で原案通り可決すべきものと決しました。なお、本委員会は議員全員で構成され、全員が出席しておりますので質疑につきましては、省略させていただきます。以上で文教福祉委員会の委員長報告を終わります

議長（原田安生君）

文教福祉委員長の報告が終わりました。続いて、この報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で各委員会の委員長報告を終了します。

----- 議案第83号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第2、議案第83号「東栄町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例について」を議題とし、討論を行います。討論はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番

1 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。本議案に反対の立場で討論いたします。東栄町は、今回地方公務員法の改正による町職員の定年年齢の引上げに、町独自の一般職の職務の給与等級の引上げを盛り込みました。この給与等級の引上げは、初日に総務課長が国の法改正と直接関係ないと答弁したもので、一般職の給与等級を現在の6級制から7級制に改め、現在の係長は3級から4級、現在の課長は5級から6級、高度な知識または経験が必要とする課長の職務は6級から7級に、3級以上の職員の給与等級が一つずつ昇格することになります。東栄町は、質疑の中でも明らかになったように国家公務員の給与と比較した指標であるラスパイレス指数が、愛知県内の市町村の中で最も低く私は、職員の皆さんの賃上げの必要性を重々認識しております。しかし、今回の給与等級の引上げに対しては、次の3点から反対いたします。少々長くなりますが、重要なことですので、ぜひ、お許しいただきたいと思えます。まず1点目、中堅以上の一般職だけを昇格させる合理性がないということであります。私が豊根村役場に聞き取りしましたところ、7級制はとっていますが、平成21年度から現在に至るまで7級の参事・技官の対象者はいなかったとのこと。7級制かどうかは給料が低い原因ではないと考えます。令和2年の資料を見る限り、豊根村と東栄町は、課長、課長補佐、係長などの主要ポストの等級はほぼ同じであります。大きな違いは、4級の職員の数で豊根村10人に対して、東栄町2人と極端に少ないことです。なぜ東栄町の3級の係長は4級に昇格出来ないのでしょうか。昨日13日現在、私は近隣の市町村が公表している昇格に要する期間を調べました。大卒の新入職員が1級から3級に昇格するまでに必要な在職期間は、新城市と設楽町では7年間でありました。蒲郡市では8年間、豊橋市では6年間です。ところが東栄町では、15年間を要します。さらに1級から4級に昇格するまでの期間は豊橋市10年間、設楽町11年間、蒲郡市15年間に対し、東栄町は25年間という大変長い期間を要します。その結果、東栄町の大卒の新入職員が4級に昇格するのにおよそ25年間かかり、その頃には45歳になっているということです。さらに町総務課に伺いましたところ、4級以上に昇格するのは、ポストのあき次第だということで、実際にはこれよりさらに長くかかっている可能性があります。今回の条例案、町が昇格に必要な期間を定めた別表第6在職期間表の改定は盛り込まれておりません。これでは、全体の半数以上を占める1級から2級の若手職員の給料は、改正後も長期間低く抑えられたままではないでしょうか。今回、村上町長が中堅以上の職員にだけ大幅な賃上げをする条例案を提出したことには全く合理性がないと考えます。反対する理由の第2点目は、技能労務職への配慮がないということです。この条例は、定年年齢を65歳に引き上げると同時に職員が60歳となってから最初の4月1日以降の給料を、それ以前の給料の7割の水準とするものです。現行の再任用制度の給料が等級ごとに一律の金額だったのから変わってですね7割という割合で支払われますので、今後は60歳のときの給料が高いほど60歳以降の給料も高くなるという制度に変わります。この条例で最も影響を受けるのは、自動車運転手、給食調理員などの技能労務職員の皆さんではないかと考えます。町の資料によると、昨年4月現在の経験年数30年の技能労務職の平均給料月額額は22万4,300円でした。一般職の職員と比べ大幅に低いものです。仮にこの給料で60歳の役職定

年を迎えたとすると、その後の給料は7割15万7,010円となります。これは、最低賃金を下回る水準であります。町は暮らしていける給料を保障していただきたいと思います。また今回の委員会質疑の中で診療所や小中学校で働く町の職員の中には、愛知県の最低賃金986円で働く方がいることもわかりました。この金額では暮らしていきません。私は、今回のような一般職のそれも上位の職員だけに限定した賃上げは、公平性に欠け、町の公務全体を支える職員への配慮がないと考えます。最後に3点目の理由は、町が町民への説明責任を果たしていないということです。町の答弁によりますと、給与等級の引上げによる影響額は、現在の職員体制に当てはめると、課長8名286万円、係長17名530万円とのこと。私は、この他課長補佐、主任保育士の一部、保育園長の昇格と今後60歳以降の給与の増額分を含めれば、年間1,000万円近い金額が恒常的に町の負担となると考えます。このような大幅な給与の引上げにもかかわらず、村上町長は、議案を提案するまで議会や住民に対して一切説明してきませんでした。本会議初日の行政報告でも、町長は一言も触れず総務課長は、議案の提案説明で7級制を採用すると一言述べただけでした。村上町政の8年間、町民の命を守る医療行政が大幅に後退し、町民の暮らしは厳しい状況であり、さらに職員の不祥事もあり、町民の役場に対する感情は大変厳しいものになっていると感じます。さらに先日、東栄診療所の医師から日曜外来が今年度でなくなるとの説明を受けたと私に話す町民もおられました。そうした中で今回町が新設する7級は国家公務員でいえば、本省の室長クラス、または出先機関の所長に当たります。東栄町の人口規模や財政状況にふさわしい待遇かどうか改めて町民に情報を明らかにし、意見を聞いた上で提案すべきだと考え反対討論といたします。

議長（原田安生君）

反対者が出ました。次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、7番」の声あり）

7番（加藤彰男君）

議案第83号の東栄町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例、この賛成の立場から討論いたします。今回の条例改正は、国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年も60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引上げられることを踏まえ、地方公務員についても国家公務員と同様に、以下の措置を講ずるということで行われていくものです。条例改正です。なおこの法的根拠については、地方公務員法28条の2において、地方公務員の定年は、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとされているためです。加えて、地方公務員法では職員に適用される基準として第14条情勢適応の原則としてですね、地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように随時適当な措置を講じなければならないとされています。この社会一般の情勢適応する点から、定年引上げ及びそれに関わる諸制度、諸規定の改正とともに近隣市町村の状況も踏まえて現行の給与体系の見直しなどを行うものです。約3年にも及ぶコロナ禍や人口減少、高齢化などによって行政組織

及び行政職員が今まで以上に地域の課題に対応することが求められています。将来にわたって、過疎地での行政の住民サービスを維持、充実させるためにも必要な方策であり、東栄町の今後の行政組織の強化につながるものと考えます。なお、反対意見でありました個々については、この条例に基づいて、その運用によって、より適切な取組を進めていく、運用を進めていくとして、さらに個々の処分や対応についても、これまでの職員体制、東栄町役場における職員体制やその経過を踏まえてですね、適切に運用していくことを求めて賛成討論といたします。以上です。

議長（原田安生君）

はい、他にございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより、議案第 83 号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手多数であります。よって議案第 83 号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 84 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 3、議案第 84 号「東栄町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例について」を議題といたします。討論を行います。討論はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

反対ですか。

（「はい」の声あり）

まず原案に反対者の発言を許します。

1 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。この議案は、町の簡易水道、下水道、農業集落排水の各事業を、現在の特別会計から公営企業会計へと移行するものであります。条例案の第 3 条には経営の基本として、常に企業の経済性を発揮するという文言を盛り込みました。国総務省は、人口減少による水道料金の減少、施設、水道管などの老朽化に伴う保守管理費用の増大、自治体の財政難を乗り切るため公営企業化を進めております。公営企業会計の基本原則を一般会計からの繰入れに頼らない独立採算制だとしております。東栄町のような過疎地域高齢化地域は、都市部に比べて水道の利用者が圧倒的に少なく、原則のように独立採算制をとるためには料金を高額にせざるを得ないのではないのでしょうか。住民の命を守る水道事業は、東栄町の責任で支えるべきものです。簡易水道、下水道、農業集落排水事業は、公営企業法の適用を受ける水道事業とは異なり、公営企業化するかどうかは自治体が任意に判断するものです。私は、民営化や水道料金の大幅値上げに道を開く恐

れがあると考えますので、これら3事業の公営企業化に反対いたします。

議長（原田安生君）

はい。次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

私はこの条例案に賛成をいたします。東栄町は日本の国の一部です。先ほども今反対討論があったように国がこういうふうにしましょうということについて日本全国の自治体は、いわゆる公営企業化をしていくはずで、で日本の国の中でも、こういった過疎地域は、かなり数多くあります。都市部だけで生活しているわけではありません。もちろん問題が出てくれば、その都度変更もあるでしょうし変わっていくだろうと思います。よって、もちろん、そういったことが起きたときには、例えば心配されるようなことが起きたときには、当然そういった過疎地域の自治体と一緒に手を組んで、国あるいは県に要望していくということも当然必要でしょうし、起こりうると思います。よって今ここで日本の国の一部である東栄町が国の方針に反対することは、国の方針の流れにそわないということは、すべきでないということから賛成をいたします。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより、議案第84号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手多数であります。よって議案第84号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第85号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第4、議案第85号「東栄町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。討論はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

反対ですか。

（「はい」の声あり）

まず原案に反対者の発言を許します。

1番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。議案第 85 号に反対いたします。反対の理由は、議案第 84 号東栄町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について述べたとおりであります。

議長（原田安生君）

はい。次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、6 番」の声あり）

6 番。

6 番（森田昭夫君）

無所属の森田昭夫でございます。先ほど申し上げたとおり同じ反対理由ですので、同じ理由とさせていただきます。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより、議案第 85 号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手多数であります。よって議案第 85 号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 8 6 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 5、議案第 86 号「東栄町辺地総合整備計画の変更について」を議題とし、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 86 号を採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第 86 号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 8 7 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 6、議案第 87 号「東三河広域連合規約の変更について」を議題とし、討論を行います。討論はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1番。反対ですか。

(「はい」の声あり)

まず原案に反対者の発言を許します。

1番(浅尾もと子君)

日本共産党の浅尾もと子でございます。東三河広域連合規約の変更について、反対の立場で討論いたします。東三河広域連合規約のこの変更によって新たに広域連合の事務として、社会福祉連携推進法人の認定を行うことができるようになります。社会福祉連携推進法人とは、社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携、協働を図るための取組等を行うとする新たな組織であります。これは中小法人の合併、社会福祉法人同士の大規模化、事業譲渡へ道を開くもので、現在でも経営に苦しんでいる小規模法人を淘汰する恐れがあるものと考えます。地域の特質や支援の多様性を守るため、社会福祉連携推進法人の参入は避けるべきと考えますので、規約の変更反対いたします。

議長(原田安生君)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「議長、2番」の声あり)

はい、2番。

2番(伊藤紋次君)

議案第87号、東三河広域連合規約の変更についての賛成の討論を行います。社会福祉連携推進法人とは、先ほども報告ありましたが社会福祉法人等の社員等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携協働を図るための取組等を行う新たな法人制度でございます。一方、東三河広域連合は東三河8市町村で構成され、平成27年1月に広域連携事業、権限移譲事務、共同処理事務の3本柱を軸に設立され、広域的に実施することで大きな効果を見込める事業を中心に地域の持続的な発展に寄与してきました。そして本年度4月から施行されました社会福祉連携推進法人制度を東三河広域連合の事務に取り組みることにより、福祉・介護人材の確保や法人経営基盤の強化、地域共生への取組をより一層積極的に推進することが可能となりますので制度の利活用を強く要望して、賛成討論といたします。

議長(原田安生君)

はい、他に討論ございますか。

(「議長、6番。賛成討論」の声あり)

はい、6番。

6番(森田昭夫君)

無所属の森田昭夫でございます。今の賛成討論にもう少し私は賛成討論加えたいと思います。先ほど東栄町は日本の国の一部だと申し上げましたが、もちろん、この東栄町は東

三河広域連合の一部です。8町村の一部です。その8町村が、事務を共有化して一緒に事務を進めようという中で、我々議会からも議会というか我々東栄町からもこの広域連合に議員を出しております。そして、この東三河の8町村が手を組んで強力に推進をしているところですので、その中で東栄町だけがここから外れるというのは考えたくない、またすべきでないということが一つあります。この条例改正に反対するというのは、余りにも不合理であると東三河広域連合でしっかり議論して、この方がいいだろうということで決めた内容を否定するのは余りにも間違っているのではないかということ。もう一つは、反対討論にありました社会福祉連携推進法人。これも確かに小さいものもいいわけではなくてこういった東三河でみんなで手を組んで、より事業をうまく推進するためには、東三河で組むわけです。法人でも同じように小さな法人ばかりがあるのが1番いいわけではなくて、法人も大きくなれば、その分だけサービスもたくさんサービスを受けれるだろうし、また内容も変わってくる。したがって、心配恐れがあるということで、そういった恐れや心配をするだけでは、前に進むことは何もできません。やっぱりやってみて、動かしてみても、まずいことがあれば修正をしていく訂正をするというのは、日本の国のやり方ですので、この規約の変更については賛成をいたします。

議長（原田安生君）

他にはございますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより、議案第87号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手多数であります。よって議案第87号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第88号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第7、議案第88号「令和4年度東栄町一般会計補正予算第10号について」を議題とし、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第88号を採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第88号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第89号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 8、議案第 89 号「令和 4 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号について」を議題とし、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより、議案第 89 号を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第 89 号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 9 0 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 9、議案第 90 号「令和 4 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について」を議題とし、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより、議案第 90 号を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第 90 号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 9 1 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 10、議案第 91 号「令和 4 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第 4 号について」を議題とし、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより、議案第 91 号を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第 91 号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 9 2 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 11、議案第 92 号「令和 4 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号について」を議題とし、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより、議案第 92 号を採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第92号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第93号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第12、議案第93号「令和4年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号について」を議題とし、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これより、議案第93号を採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第93号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第94号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第13、議案第94号「令和4年度東栄診療所特別会計補正予算第7号について」を議題とし、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これより議案第94号を採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決するに御異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって議案第94号は、原案のとおり可決されました。

----- 閉会中の継続審査 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第14「議会運営委員会の閉会中の継続審査について」を議題といたします。議会運営委員長から、次期定例会の会期日程等議会運営に関する事項及び諮問に関する事項について、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。ここでお諮りします。申出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

議長（原田安生君）

ここで、6番森田昭夫君から12月8日の一般質問における発言について申し出がありましたので、発言の許可を認めます。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

恐れ入ります。一度、皆さんにもよく聞いていただきたい話なんですけどどうしたらいいのか私も非常に猫に追われたネズミのように追い込まれて、1回相談をしたいなということもありますので、お話をさせていただきます。議会事務局宛に浅尾議員から質問状が出てます。内容は、12月9日の一般質問の中で、私は虚偽の事実を述べているということですので該当部分を議事録から削除してほしいということを原田議長に伝えてほしいという内容です。その内容は、簡単に申し上げますと東栄民報第14号に出したイメージ図は、情報公開請求で得た資料を用いて作成したものではないと。町建設課の答弁及びその後の自分の聞き取りにより作成したものであって私がそうだといいふうに言ったという内容ではないのかなと思います。二つ目の質問は、愛知県内で情報公開の際に、いま有料化している自治体として豊明と岩倉を紹介したと。ところが岩倉と豊明は有料化していないというものでこの点をいわゆる削除せよと、こういう内容のものです。2番目のまず豊明と岩倉を確かに私は紹介をいたしましたというのは、愛知県の中で有料化しているいわゆる情報公開請求開示制限は有料化しているところもあると。東栄町のように余りにも異常に請求が多いところは職員の苦勞も大変だし言ってみれば、それによってお金も相当かかっている。だから、これは広域負担ということで特定な人のために職員が働いてるわけじゃないわけだから、やっぱり他の自治体と同じように有料化すべきだということをお願いしたいと思いますし、そういうふうに聞いていただいたと思います。その中の例として豊明市と申し上げましたが、正確なところは、実は春日井市でありました。春日井市、他にもまだ瀬戸市なんかも有料化しておるようです。そういう有料化しているところがあるよというところが岩倉市とか春日井市、尾張の北部の方ですので、たいへん町が近くにあります。それは自分のイメージの中で記憶で申し上げましたので、それは間違っていました。市の名前は間違っていました、もう一つは今現在12月の議会で、まさに有料化を検討しているところは豊明市というふうに紹介しましたが、今やっているのは豊明市じゃなくて、豊田市が12月の議会で今やっているわけで、有料化を検討してるわけで議会在終わったかわかりませんが、まさに有料化していくんじゃないかなと思うんです。ですがこの二つの市の名前は、あくまでも例として挙げただけであって主文ではない。言ってみれば有料化している市があるよと。まさに今有料化を検討している市もあるよということを紹介しただけであって、言ってみれば内容が主文ではありません。したがって、私としては、これを削除するつもりはありません。ただ議会だよりで、住民の皆さんに議会の内容を報告する時があり

ますので、その時には実際は本当は岩倉市ではなくて春日井市だったと豊明市でなくて、豊田市だということの訂正はさせていただきたいなど、こんなふうに思います。が、いずれにしても、このことなどはいずれ議長に削除するかしないかは委ねます。私じゃなくて議長に一任をしたいと思います。私は削除したくないと思っておりますが議長が削除したほうが良いというふうであれば一任をしたいと思います。もう一つの案件、東栄民報14号の情報公開請求の関係。これについて、一つ質問をさせていただきたい。浅尾議員に質問させていただきたいのは、愛知県もしくは東栄町に対して、この県代行道路に関する情報公開いわゆる情報の開示請求をしたことがあるのかなのか。浅尾議員もしくはその仲間たちが、したことがあるのかなのかをまずお聞きしたいと思います。それによってお答えをしたいと思います。

議長（原田安生君）

はい、いま森田昭夫君から議員に対する質問が出ましたが、こういう例は今までちょっとないんで、皆さんにお諮りしたいと思います。許可するべきかっていうことでお聞きをします。許可をしてもいいという方は、挙手をお願いします。

（「わからない」の声あり）

わからない。いま森田議員から浅尾議員に質問が出ました。ここでそれを取上げていいか悪いかというその許可を皆さんがいただけるかどうかを今聞いてます。今一任ということがありましたので私の方で、それをどうするかっていうことを、今後しっかり調査をして、決めていかないといかんと思うんですけども、今の質問に対するのを許可してもいいかというその辺をちょっとお諮りしたいと思います。許可をしてもいいですよという方は挙手をお願いします。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

4番（山本典式君）

今の賛成なら手を挙げるとか私は何ていうかなそこら辺の流れが全然理解出来ません。それを、いいのかどうか議員一人一人に問うというのかね。私はそこまでの今突然言われても、そこまでの流れがよくわかりませんので、反対も賛成もしません。

（「議長、6番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

ごめんなさい。この14号民報を作るについて情報開示請求で得た資料を用いて作成したのではないとおっしゃってますが、では本当にこの県代行道路について、愛知県だとか、あるいは東栄町に対して浅尾議員もしくはその仲間たちが仲間の誰かが、こういった開示

請求しているかいがないか。まずそれをお聞きしたいと。それをお聞きしなければ、この文書のことについてもなかなか答えられないところがありますので、ぜひとも聞いていただきたいと。

議長（原田安生君）

はい。先ほど、ちょっとお聞きしましたが、これは本会議でやる内容ではどうもなさそうなので、この件に関しては、私に一任をさしていただいて、

（「回答してないけど」との声あり）

いや、回答は求めない。

（「そのことについて、回答させてください」との声あり）

ちょっと、やめてもらっていい。

（「どうしてもやらしてください。」の声あり）

6番。

6番（森田昭夫君）

すみません。無理を申し上げて申し訳ないです。私が情報開示請求のことについて質問したのは、私が耳にしてるのは、ほぼ間違いなく、こういった開示請求を県代行道路について開示請求をしたというふうに思っています。それによって、こういったチラシが、そういった資料をもとに、このチラシが出来たのではないかと。このことについては、これは、先日の委員会の中でも、こんな不確定な全く私も申し上げましたけども一般質問の中で不確定な未定のを住民にお知らせし公開して言うてみれば不安や信頼を裏切るようなそういうことになりかねないと。言うてみれば、はっきりしてないものを、こういうふうになりますというふうな記事を出すべきでないというのは私もこの一般質問の中で申し上げましたし、委員会の協議会の中でも話があったと思います。彼女はそれは否定しておりましたけども。したがって、このことについては、私も一般質問の中で情報開示請求によって作ったものだと断定はしておりません。ここに私が先日一般質問の中で話をしたメモがあります。これもう1回ちょっと読みますと途中からですが、大事な部分だけ真ん中へ挟みます。旧本郷保育園の横を通り、レンテックの前を通るというものです。恐らく情報開示請求によって得られた情報でしょうがと。もう1回言います。恐らく情報開示請求によって得られた情報でしょうがというふうに私が言ってます。もちろん、このメモを読み上げましたので、議事録にもそのようになっているはずですが。したがって、私は情報開示請求によってやったものだと断定はしておりません。多分そうじゃないのかなと言っているわけですので、このことについて、削除しようとかなんとかということも余りにもおかしいというふうに私は考えます。こういった資料が出てくるのは、まさに私が一番一般質問の中で話をしていた揚げ足取りというものです。揚げ足取りで混乱させ、人を突つくと。こういうやり方は東栄町にとっては非常にふさわしくない。お互いに信頼し、信用し、間違ったところを間違っているよと。こういうふうに直したほうがいいんじゃないというふうにしてお互いに一般質問の中で話を言ったように結で、お互いに絆を深めて、そ

してまちをつくってきた。静かにゆったりと過ごしてきた、こういった町ですので、こういったところを揚げ足を取るような、こういうやり方は東栄町にとって非常にふさわしくないということで、私の回答にさせていただく。いずれにしても、削除するかしないかは、議長に委ねておきます。

（「議長、5番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（伊藤芳孝君）

前例にないような今ちょっと進め方に入るとるわけですが、もともと本来はですね、本会議で議員が発言したことを取り消せだとか、訂正せよとか、そういうことは、そういう権限はないわけですよ、他の議員には。それは、本人に今回は耳に入ったから、議長の方から話が出て最終的に本人が議長に委ねるって言ってるわけですから、それで決着していただきたいと議運としてはそう思っていますので進行してください。

議長（原田安生君）

はい。1番

1番（浅尾もと子君）

私からも一言失礼いたします。森田議員のですね、ただいまの議論なんですけれども、私が申し上げているのは、芳孝議員が言うようにですね、訂正しろなどという権限がないというものではないんですね。単純に事実の誤りがあると考えましたので、議事録を正しく訂正すべきではないかということで録音を確認していただき、御対応いただきたいということを質問状ではなくて要望したものであります。私の東栄民報でありますけれども、森田議員が私は断定的にですね、情報公開で得た資料を使っていると森田議員がおっしゃったとメモでそのように書いておりましたので、確認してほしいというふうに議長にお伝えしました。森田議員が断定はしていないと恐らくと言ったと、そのようにおっしゃるのであれば、それはそのままよろしいかと思います。情報公開請求の件数が多いかどうかとかそういったことを議論しているわけではなくてですね、ただ私たちの東栄民報が事実とは違う取上げられ方をしているのではないかと思いますので指摘したところです。もう1点、情報公開請求に手数料を科しているという自治体について、訂正のお考えはないということだったんですけれども、私これは重要な問題だと思ってやはり訂正が必要ではないかと考えます。例えば、今回有料化していると名指しされた岩倉市であります。岩倉市は、情報公開ナンバーワンを掲げる自治体でありまして、議会傍聴の際にも名前を書かなくていいとか、撮影も自由にできるとか、そういった非常に開かれた議会であります。一部で手数料を取っているのは、情報公開にかかるコストではなくて、この写しは原本と違くないものですよと行政が証明する写しの署名ということには手数料を設けているんで

すけれども、非常に進んでいる自治体です。ですので、こういったところで東栄町議会の中でですね、岩倉市が情報公開請求に手数料を課していると、そのように誤って言われることは、相手方の自治体にとっては非常に失礼なことではないかと思しますので、改めて訂正御検討いただきたいと思ひます。以上です。

議長（原田安生君）

それでは、私の方で全て責任持って訂正するところは訂正する。ただこの議事録っていうのは、原本は必ず残りますので提出する場合に、そこを訂正してという形になりますので、原本は必ず残りますので、その辺だけは御承知おきをいただきたいと思ひます。

----- 閉 会 -----

議長（原田安生君）

以上で本日の日程を全て終了しました。会議中、皆様方の御協力に対しまして、厚く御礼申し上げます。これをもちまして、令和4年第4回東栄町議会定例会を閉会いたします。